



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに係るお知らせ

平成25年8月14日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき、(仮称)川崎区小田栄二丁目ショッピングセンター計画に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1 コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田 耕造
	指定開発行為の名称	(仮称)川崎区小田栄二丁目ショッピングセンター計画
	指定開発行為の種類	商業施設の新設(第3種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区小田栄二丁目1番1、1番21、1番26
	指定開発行為の目的	商業施設の建設
	指定開発行為の内容	敷地面積:約23,393㎡ 延べ面積:約35,478㎡
	指定開発行為の施行期間	着手予定:平成25年9月 完了予定:平成26年6月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間:平成25年8月14日(水)から 平成25年8月28日(水)まで (土曜日及び日曜日は除きます。) 時間:午前8時30分から午後5時まで 上記期間中、本市ホームページにて標記見解書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0.html
	縦覧場所	川崎区役所、川崎区役所田島支所及び本庁(環境局環境評価室)
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2156